

8月1日

昭和51年(1976) No.526

編集

越谷市役所企画部広報課

昭和51年8月15日第3種郵便物認可
毎週2回(火・木・金)

広報

猪突猛進

(58)

先日のこの欄で「梅雨寒による冷害」を心配したのですが、どうやら天候も回復し、本来の暑い、けだるい夏がやっときました。

北海道の土産ならぬ、我が家で懶りたトウモロコシをほおぼりながら、さて五日分の新聞に目を通していると、二十四日の晩に行われた新方地区の「ムン追」の記事が目にとまりました。

金なしに出席するため、北海道を訪れたましたが、滞在中の北海道はまだ記録的な猛暑が続き、最高は短い夏の

お祭り

市長 黒田 重晴

をあさこじ」の中にも紹介されていました。そのシンで地区的古考が、「これが運命です」と語っていましたが、今年の「ムン追」の記事が目にとまりました。

七月二十一日から五日間、同志の市長の趣意である、地方自治研究会の総会に出席するため、北海道を訪れたましたが、滞在中の北海道はまだ記録的な猛暑が続き、最高は短い夏の

ため、冷房設備がほとんどないだけに吹き出す汗をぬぐいながらの会議は、深刻な地方自治の諸問題の論議を一層深めました。

被れものとして、暑い越谷の我が家に帰つては、と一息つきました。

北海道の土産ならぬ、我が家で懶りたトウモロコシをほおぼりながら、さて五日分の新聞に目を通していると、二十四日の晩に行われた新方地区の「ムン追」の記事が目にとまりました。

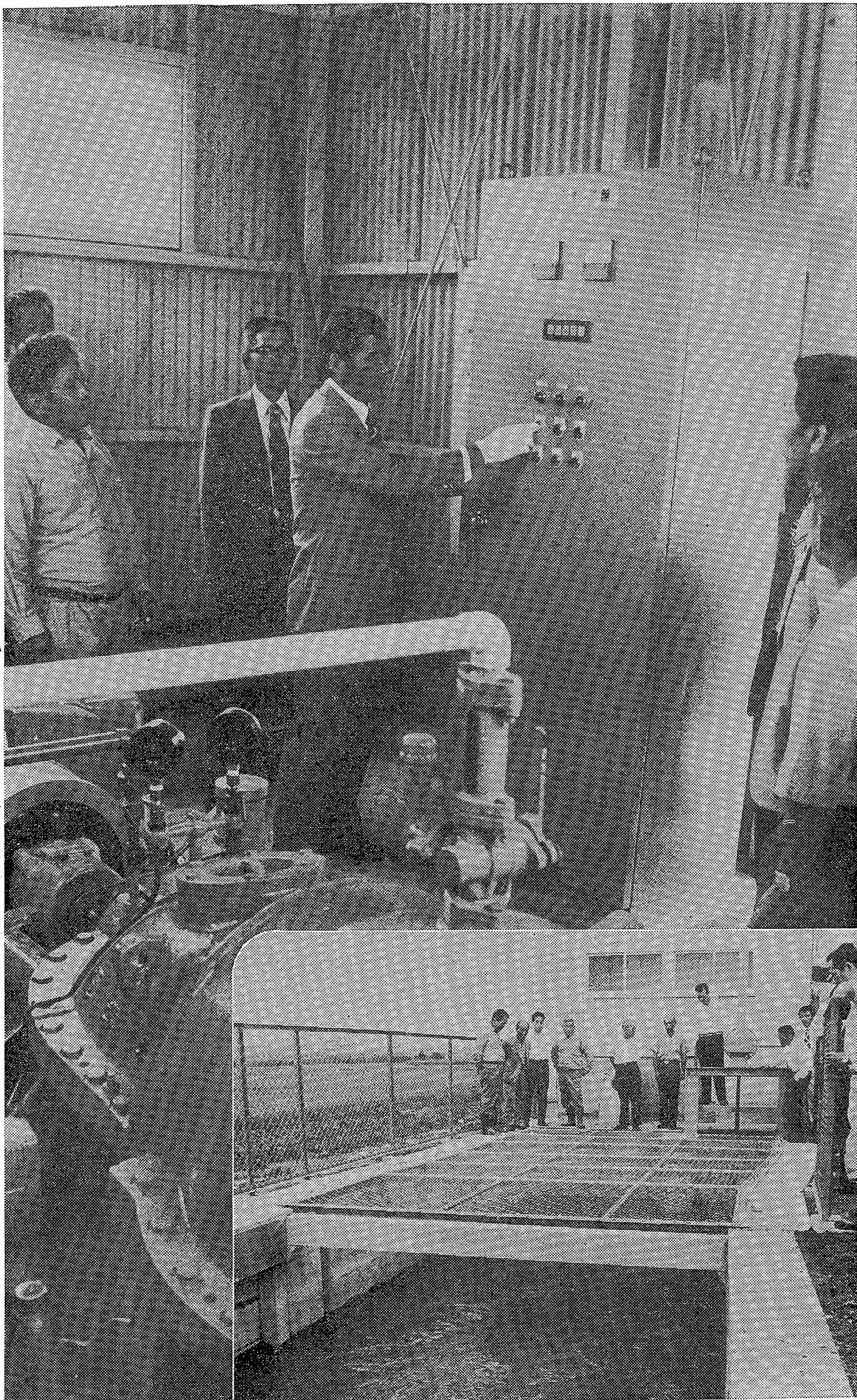
金なしに出席するため、北海道を訪れたましたが、滞在中の北海道はまだ記録的な猛暑が続き、最高は短い夏の

ため、冷房設備がほとんどないだけに吹き出す汗をぬぐいながらの会議は、深刻な地方自治の諸問題の論議を一層深めました。

被れものとして、暑い越谷の我が家に帰つては、と一息つきました。

北海道の土産ならぬ、我が家で懶りたトウモロコシをほおぼりながら、さて五日分の新聞に目を通していると、二十四日の晩に行われた新方地区の「ムン追」の記事が目にとまりました。

金なしに出席するため、北海道を訪れたましたが、滞在中の北海道はまだ記録的な猛暑が続き、最高は短い夏の



水田冠水時もこれで安心

— 桜井・平方地区に排水ポンプ場が完成 —

桜井・平方地区の中央部一帯の水田は、地盤沈下の影響で、7、8年前から主要排水路の上流が沈下し、大雨や梅雨期の水田冠水に悩まされていましたが、さる7月20日、排水ポンプ場が工事費1千800万円(市10,470,000円、県補助5,895,000円、受益者負担1,635,000円)をかけて平方・立野に完成しました。

この排水ポンプは、吸水管の直径が50cmで、毎分30tの吸水能力をもち、水田約130ヘクタールの排水を行います。

農家の人たちも、試運転された排水ポンプから、意気おいよく汲みあげられた水にどっと歓声をあげ、これでもう安心と明るい表情で流れでる水を見つめています。

越谷市の人口	
(昭和51年7月1日現在) (住民基本台帳)	
	前月比
総人口	18万9358人
男	538人増
女	19万0638人
世帯数	340人増
5万7103世帯	215世帯増

越谷市交通災害共済

支払われる金額

等級	治療期間	金額
1	死亡したとき	80万円
2	6か月以上のとき	16万円
3	5か月以上6か月末満のとき	12万円
4	4か月以上5か月末満のとき	10万円
5	3か月以上4か月末満のとき	7万円
6	2か月以上3か月末満のとき	4万5000円
7	1か月以上2か月末満のとき	3万円
8	1週間以上1か月末満のとき	1万5000円
9	1週間未満のとき	8000円
特別	身体障害者1~2級のとき	50万円

△加入資格
市内に居住または市内に通勤、通学している方ならどなたでも加入できます。(ただし一人一口に限ります)
△共済の範囲
市外または県外に転出したときでも共済の期間中は有効です。(請求窓口は越谷市役所です)



万一に備えて
家族ぐるみで加入を
市役所庶務課窓口で

△対象となる交通事故は
道路交通法第一条一項第八号に規定

電話 64-2111-内線3111

市の直営方式による「越谷市交通災害共済」の加入申し込みを受け、一年を通じて行っています。まだ未加入の方はぜひこの機会に加入ください。

加入申し込みは、市役所庶務課の窓口で受け付けています。

△加入資格
共済の期間は、申し込みの日から昭和五十二年三月三十日までです。
(一ヶ月分130円)

△共済の範囲
市内に居住または市内に通勤、通学している方ならどなたでも加入できます。(ただし一人一口に限ります)

△共済の期間
市外または県外に転出したときでも共済の期間中は有効です。(請求窓口は越谷市役所です)



文集「川のある町」の原稿募集

越谷市講習連絡協議会の文集「川のある町」の原稿を下記のとおり募集します。ふるって投稿ください。なお、投稿は18歳以上の方に限ります。

△創作(小説、随筆など)、読書感想文的なもの……400字づめ原稿用紙20枚以内

△短歌、俳句……5首、5句以上

△詩……1篇

しめ切り 9月上旬

投稿が多数の場合は推選します。くわしくは図書館(電話 64-2111-内線558)へお問い合わせください。

第122回 経営に関する読書会

とき 8月21日(土)午後6時

ところ 市立図書館資料室

主題 (1)労働と人間

(2)責任と保障

(3)人間こそ最大の資産

テキストはドッカーラ著「抄訳マネジメント」です。どなたも自由に参加ください。

移動図書館



巡回日 午後1:30~2:30 午後3:00~4:00

8月11日(水) 満生東町会場 みどり団地

12日(木) 宮本町5丁目 北越谷記念会館

20日(金) 三栄団地 弥栄第2公園

越谷青年の家 クラブ員を募集

越谷青年の家では、第十一期青年クラブ員を次のとおり募集します。

あなたも余暇を利用して、自分の趣味や特技を伸ばし、教養を高めてみてはいかがでしょうか。

越谷市職員



- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵送 9月1日~9月24日までの消印のあるもの
- △その他くわしくは市役所二階職員課までお問い合わせください。

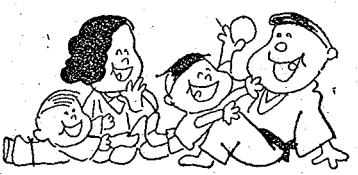
- △試験 日▽
- △第一次試験 10月10日(日)
- △受付期間▽
- △持参 9月1日~9月30日まで
- △郵

市中編せよ

(189)

武藏国と下総国の境界

付加年金にも
加入しましょ



「将来、より高めの年金を受けたい」
という要望にこたえて、国民年金は、
付加年金制度がもうけられています。
この制度は、定額保険料(か月1回
100円のほかに400円を計算して納
めます)による高い年金が受けられるも
のです。

例えば、二十五年間付加保険料を納
めた場合、定額分の三十九万円のほか
に付加金の六万円がプラスされ、四
十五万円の年金が受けられることがな
ります。

この制度は、国民年金保険料の免

国民年金で あなたの幸せを



国民年金保険料の納付は、三万円じ
てじに納期限が決まっています。昭和
五十一年度第一期の納期限(六月末
月)は、すでに過ぎていますが、まだ納

付していながらの方は、至急納めましょ
う。納め忘れのままにしておくと、思
いがけない事故でケガをしたり、一家の
柱である主人が亡くなったりしたと
きに、障害年金や母子年金などが受け
られないことがあります。

また、六十五歳になっても、老齢年
金を受けることができないというと
ころもあります。

納め忘れがないかどうか、もう一度
確かめてみましょう。

・保険年金課監査係
電話64-111-内線三五八九

いへば、将来備えて一日早く加入
することをおすすめします。

加入手続きは、国民年金帳、印鑑

部にかけての新方領は、もと下総国
河辺庄に属した。すなわち金沢村等
文書嘉元三年(1305)「金沢郷」
権造營別錢生文書」に、「河辺新方
分」とあり、同じく嘉元四年(1305)
六の「新方檢見帳」には、「下総國
新方のうちおま(現大袋地区周間)の
ことある。

が、太田道灌岩原文記の長慶年間か
ら文明年間(四五七~八七)にかけて
のことであるといふ説もある。ともか
く天正十九年(一五九一)、平方(綾
井地区)林西寺に与えられた徳川家康
の寺領朱印状には、「武藏國崎西郡平
方郷之内武十五石之事」とあるので、
このときまことに武藏國になつていた
のは事実であろう。

それが古利根川以東戸川(青は
川本流、以西は古くから武藏國に屬し
ていたのは確かだが、元荒川以東古利
根川(もとの利根川本流)の間、つまり
増林新方、櫻井の各地区から春日

(口は越谷市役所です)

除を受けている人々以外は、だれでも加
入できます。

そして加入期間は、一ヶ月でも一年で
あります。加入期間に応じて年金が支給
されるしくみになっています。

ただし、この付加年金加入によっては、
お問い合わせください。

五十一年度国民年金保険料納付書を持
つてお越し下さい。

くわしくは市保険年金課国民年金係
にお問い合わせください。

電話64-111-内線二五八九

家庭保育制度を 知っていますか

を養育した経験のある方。

④乳幼児を保育する設備を有する方
△市から助成金ができます。

市が乳幼児の保育を引き受けくれ
る方(受託者)を登録し、保育を頼み
たの方(委託者)を登録し、保育を頼み
ます。また、受託者、委託者双方に
対して負担金の一部を助成します。

△認定された方と該当乳幼児は
家庭保育制度は、両親が共働きなど
で家庭保育に大ける乳幼児が健やか
に家庭の環境の中で育つように設けら
れた制度で次ののような内容です。

市が乳幼児の保育を引き受けてくれ
る方(受託者)を登録し、保育を頼み
たの方(委託者)を登録し、保育を頼み
ます。また、受託者、委託者双方に
対して負担金の一部を助成します。

△認定された方と該当乳幼児は
家庭保育制度は、両親が共働きなど
で家庭保育に大ける乳幼児が健やか
に家庭の環境の中で育つように設けら
れた制度で次ののような内容です。

市が、受託者の運営費、傷害保険費
入費の一部、受託者の負担能力の程度
に応じて保育料の一部を助成します。

△市役所保育課(市福祉会館内)
電話64-111-内線四一五七

交通安全協会費の
値上げについて
一越谷交通安全協会

越谷市交通安全協会は、八月一日
から交通安全協会費(免許証の交付事
務のとき運転者からいただいている運
転者会費)―從来三年間(100円)を
六〇〇円に値上げさせていただきます。

この交通安全協会費は、カーブミリ
ー・や看板の設置、ボスター・横断旗、
ランサーセルカバーなどの交通安全事業
費であり、越谷地区の交通安全対策推
進のために使用させていただきます。

悲惨な交通事故、一件でも件で
減少できるよう、運転者みなさんの
協力をお願いします。

一方近世以後の国改めとする説
は、正慶元年(1331)、北条貞時
の書状に、「下総國ト河辺庄赤堀
城」(松伏町)とあるのをはじめ、しばし
ばげてくる鎌倉名寺文書の下総國赤
堀城(岩郷)そのほか戸ヶ崎村(三郷市)、
村(庄和町)小流寺の「小流寺縁起」
によれば、寛永十八年(1641)の江戸
川開通後、庄内領(庄和町)地域を除
く江戸川以西を、すぐ
として江戸川開拓の功労者、伊奈忠
氏以後とする各種があつて必ずしも
明瞭ではない。このうち近世以前の武
藏國編入とする説は、永正・大永年間
(1504~15)、関城主玉森田政
助が、金子左京亮に宛て書状で、「禪
興寺領武平沼郷(吉川町)」と記さ
れ、さらに天正十九年の金町(費館
区)香取社の社領朱印状には、「武藏
國勝尾郡臺西金町郷」とあることを挙
げている。

一方近世以後の国改めとする説
は、正慶元年(1331)、北条貞時
の書状に、「下総國ト河辺庄赤堀
城」(松伏町)とあるのをはじめ、しばし
ばげてくる鎌倉名寺文書の下総國赤
堀城(岩郷)そのほか戸ヶ崎村(三郷市)、
村(庄和町)小流寺の「小流寺縁起」
によれば、寛永十八年(1641)の江戸
川開通後、庄内領(庄和町)地域を除
く江戸川以西を、すぐ

として江戸川開拓の功労者、伊奈忠
氏以後とする各種があつて必ずしも
明瞭ではない。このうち近世以前の武
藏國編入とする説は、永正・大永年間
(1504~15)、関城主玉森田政
助が、金子左京亮に宛て書状で、「禪
興寺領武平沼郷(吉川町)」と記さ
れ、さらに天正十九年の金町(費館
区)香取社の社領朱印状には、「武藏
國勝尾郡臺西金町郷」とあることを挙
げている。

一方近世以後の国改めとする説
は、正慶元年(1331)、北条貞時
の書状に、「下総國ト河辺庄赤堀
城」(松伏町)とあるのをはじめ、しばし
ばげてくる鎌倉名寺文書の下総國赤
堀城(岩郷)そのほか戸ヶ崎村(三郷市)、
村(庄和町)小流寺の「小流寺縁起」
によれば、寛永十八年(1641)の江戸
川開通後、庄内領(庄和町)地域を除
く江戸川以西を、すぐ

として江戸川開拓の功労者、伊奈忠
氏以後とする各種があつて必ずしも
明瞭ではない。このうち近世以前の武
藏國編入とする説は、永正・大永年間
(1504~15)、関城主玉森田政
助が、金子左京亮に宛て書状で、「禪
興寺領武平沼郷(吉川町)」と記さ
れ、さらに天正十九年の金町(費館
区)香取社の社領朱印状には、「武藏
國勝尾郡臺西金町郷」とあることを挙
げている。

一方近世以後の国改めとする説
は、正慶元年(1331)、北条貞時
の書状に、「下総國ト河辺庄赤堀
城」(松伏町)とあるのをはじめ、しばし
ばげてくる鎌倉名寺文書の下総國赤
堀城(岩郷)そのほか戸ヶ崎村(三郷市)、
村(庄和町)小流寺の「小流寺縁起」
によれば、寛永十八年(1641)の江戸
川開通後、庄内領(庄和町)地域を除
く江戸川以西を、すぐ

として江戸川開拓の功労者、伊奈忠
氏以後とする各種があつて必ずしも
明瞭ではない。このうち近世以前の武
藏國編入とする説は、永正・大永年間
(1504~15)、関城主玉森田政
助が、金子左京亮に宛て書状で、「禪
興寺領武平沼郷(吉川町)」と記さ
れ、さらに天正十九年の金町(費館
区)香取社の社領朱印状には、「武藏
國勝尾郡臺西金町郷」とあることを挙
げている。

一方近世以後の国改めとする説
は、正慶元年(1331)、北条貞時
の書状に、「下総國ト河辺庄赤堀
城」(松伏町)とあるのをはじめ、しばし
ばげてくる鎌倉名寺文書の下総國赤
堀城(岩郷)そのほか戸ヶ崎村(三郷市)、
村(庄和町)小流寺の「小流寺縁起」
によれば、寛永十八年(1641)の江戸
川開通後、庄内領(庄和町)地域を除
く江戸川以西を、すぐ

として江戸川開拓の功労者、伊奈忠
氏以後とする各種があつて必ずしも
明瞭ではない。このうち近世以前の武
藏國編入とする説は、永正・大永年間
(1504~15)、関城主玉森田政
助が、金子左京亮に宛て書状で、「禪
興寺領武平沼郷(吉川町)」と記さ
れ、さらに天正十九年の金町(費館
区)香取社の社領朱印状には、「武藏
國勝尾郡臺西金町郷」とあることを挙
げている。

一方近世以後の国改めとする説
は、正慶元年(1331)、北条貞時
の書状に、「下総國ト河辺庄赤堀
城」(松伏町)とあるのをはじめ、しばし
ばげてくる鎌倉名寺文書の下総國赤
堀城(岩郷)そのほか戸ヶ崎村(三郷市)、
村(庄和町)小流寺の「小流寺縁起」
によれば、寛永十八年(1641)の江戸
川開通後、庄内領(庄和町)地域を除
く江戸川以西を、すぐ

として江戸川開拓の功労者、伊奈忠
氏以後とする各種があつて必ずしも
明瞭ではない。このうち近世以前の武
藏國編入とする説は、永正・大永年間
(1504~15)、関城主玉森田政
助が、金子左京亮に宛て書状で、「禪
興寺領武平沼郷(吉川町)」と記さ
れ、さらに天正十九年の金町(費館
区)香取社の社領朱印状には、「武藏
國勝尾郡臺西金町郷」とあることを挙
げている。

一方近世以後の国改めとする説
は、正慶元年(1331)、北条貞時
の書状に、「下総國ト河辺庄赤堀
城」(松伏町)とあるのをはじめ、しばし
ばげてくる鎌倉名寺文書の下総國赤
堀城(岩郷)そのほか戸ヶ崎村(三郷市)、
村(庄和町)小流寺の「小流寺縁起」
によれば、寛永十八年(1641)の江戸
川開通後、庄内領(庄和町)地域を除
く江戸川以西を、すぐ

として江戸川開拓の功労者、伊奈忠
氏以後とする各種があつて必ずしも
明瞭ではない。このうち近世以前の武
藏國編入とする説は、永正・大永年間
(1504~15)、関城主玉森田政
助が、金子左京亮に宛て書状で、「禪
興寺領武平沼郷(吉川町)」と記さ
れ、さらに天正十九年の金町(費館
区)香取社の社領朱印状には、「武藏
國勝尾郡臺西金町郷」とあることを挙
げている。

一方近世以後の国改めとする説
は、正慶元年(1331)、北条貞時
の書状に、「下総國ト河辺庄赤堀
城」(松伏町)とあるのをはじめ、しばし
ばげてくる鎌倉名寺文書の下総國赤
堀城(岩郷)そのほか戸ヶ崎村(三郷市)、
村(庄和町)小流寺の「小流寺縁起」
によれば、寛永十八年(1641)の江戸
川開通後、庄内領(庄和町)地域を除
く江戸川以西を、すぐ

として江戸川開拓の功労者、伊奈忠
氏以後とする各種があつて必ずしも
明瞭ではない。このうち近世以前の武
藏國編入とする説は、永正・大永年間
(1504~15)、関城主玉森田政
助が、金子左京亮に宛て書状で、「禪
興寺領武平沼郷(吉川町)」と記さ
れ、さらに天正十九年の金町(費館
区)香取社の社領朱印状には、「武藏
國勝尾郡臺西金町郷」とあることを挙
げている。

一方近世以後の国改めとする説
は、正慶元年(1331)、北条貞時
の書状に、「下総國ト河辺庄赤堀
城」(松伏町)とあるのをはじめ、しばし
ばげてくる鎌倉名寺文書の下総國赤
堀城(岩郷)そのほか戸ヶ崎村(三郷市)、
村(庄和町)小流寺の「小流寺縁起」
によれば、寛永十八年(1641)の江戸
川開通後、庄内領(庄和町)地域を除
く江戸川以西を、すぐ

として江戸川開拓の功労者、伊奈忠
氏以後とする各種があつて必ずしも
明瞭ではない。このうち近世以前の武
藏國編入とする説は、永正・大永年間
(1504~15)、関城主玉森田政
助が、金子左京亮に宛て書状で、「禪
興寺領武平沼郷(吉川町)」と記さ
れ、さらに天正十九年の金町(費館
区)香取社の社領朱印状には、「武藏
國勝尾郡臺西金町郷」とあることを挙
げている。

一方近世以後の国改めとする説
は、正慶元年(1331)、北条貞時
の書状に、「下総國ト河辺庄赤堀
城」(松伏町)とあるのをはじめ、しばし
ばげてくる鎌倉名寺文書の下総國赤
堀城(岩郷)そのほか戸ヶ崎村(三郷市)、
村(庄和町)小流寺の「小流寺縁起」
によれば、寛永十八年(1641)の江戸
川開通後、庄内領(庄和町)地域を除
く江戸川以西を、すぐ

として江戸川開拓の功労者、伊奈忠
氏以後とする各種があつて必ずしも
明瞭ではない。このうち近世以前の武
藏國編入とする説は、永正・大永年間
(1504~15)、関城主玉森田政
助が、金子左京亮に宛て書状で、「禪
興寺領武平沼郷(吉川町)」と記さ
れ、さらに天正十九年の金町(費館
区)香取社の社領朱印状には、「武藏
國勝尾郡臺西金町郷」とあることを挙
げている。

一方近世以後の国改めとする説
は、正慶元年(1331)、北条貞時
の書状に、「下総國ト河辺庄赤堀
城」(松伏町)とあるのをはじめ、しばし
ばげてくる鎌倉名寺文書の下総國赤
堀城(岩郷)そのほか戸ヶ崎村(三郷市)、
村(庄和町)小流寺の「小流寺縁起」
によれば、寛永十八年(1641)の江戸
川開通後、庄内領(庄和町)地域を除
く江戸川以西を、すぐ

として江戸川開拓の功労者、伊奈忠
氏以後とする各種があつて必ずしも
明瞭ではない。このうち近世以前の武
藏國編入とする説は、永正・大永年間
(1504~15)、関城主玉森田政
助が、金子左京亮に宛て書状で、「禪
興寺領武平沼郷(吉川町)」と記さ
れ、さらに天正十九年の金町(費館
区)香取社の社領朱印状には、「武藏
國勝尾郡臺西金町郷」とあることを挙
げている。

一方近世以後の国改めとする説
は、正慶元年(1331)、北条貞時
の書状に、「下総國ト河辺庄赤堀
城」(松伏町)とあるのをはじめ、しばし
ばげてくる鎌倉名寺文書の下総國赤
堀城(岩郷)そのほか戸ヶ崎村(三郷市)、
村(庄和町)小流寺の「小流寺縁起」
によれば、寛永十八年(1641)の江戸
川開通後、庄内領(庄和町)地域を除
く江戸川以西を、すぐ

として江戸川開拓の功労者、伊奈忠
氏以後とする各種があつて必ずしも
明瞭ではない。このうち近世以前の武
藏國編入とする説は、永正・大永年間
(1504~15)、関城主玉森田政
助が、金子左京亮に宛て書状で、「禪
興寺領武平沼郷(吉川町)」と記さ
れ、さらに天正十九年の金町(費館
区)香取社の社領朱印状には、「武藏
國勝尾郡臺西金町郷」とあることを挙
げている。

一方近世以後の国改めとする説
は、正慶元年(1331)、北条貞時
の書状に、「下総國ト河辺庄赤堀
城」(松伏町)とあるのをはじめ、しばし
ばげてくる鎌倉名寺文書の下総國赤
堀城(岩郷)そのほか戸ヶ崎村(三郷市)、
村(庄和町)小流寺の「小流寺縁起」
によれば、寛永十八年(1641)の江戸
川開通後、庄内領(庄和町)地域を除
く江戸川以西を、すぐ

として江戸川開拓の功労者、伊奈忠
氏以後とする各種があつて必ずしも
明瞭ではない。このうち近世以前の武
藏國編入とする説は、永正・大永年間
(1504~15)、関城主玉森田政
助が、金子左京亮に宛て書状で、「禪
興寺領武平沼郷(吉川町)」と記さ
れ、さらに天正十九年の金町(費館
区)香取社の社領朱印状には

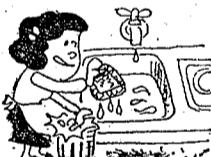
燃えないごみ の収集日

8月(16~31日)の燃えないごみの収集を次の日程のとおり行います。(清掃課)

とき	とこり
8月16日(月)	東越谷1~4丁目、増林、花田、中島、越ヶ谷4・5丁目、柳町、御殿町、砂原、小曾川、野島、丸友1・2、外野合、親睦会、弥十郎、市営住宅、鷺越、大成町1~8丁目、大里、大里南、鶴の島、大里東
17日(火)	東小林、宮本町1~2丁目、大間野町3~5丁目、大林新生、住吉新生、藤ヶ丘、大房新生、東町1~7丁目、下間久里
18日(水)	川柳町1~5丁目、蒲生4丁目、宮本町3~5丁目、大間野町1~2丁目、大房、沼田、大林、越ヶ谷1~3丁目
19日(木)	蒲生東町、蒲生寿町、北越谷3~5丁目、桃山、うめが丘、海道西、梅園台、梅ヶ丘中央、越ヶ谷本町、中町、上間久里
20日(金)	蒲生1~2丁目、蒲生本町、蒲生南町、蒲生愛宕町、北越谷1~2丁目、恩間、弥生町、東柳町、元柳町、平方(立野、三和、山谷は除く)
23日(月)	蒲生3丁目、蒲生旭町、伊原1~2丁目、神明町1~3丁目、谷中町1~4丁目、新川町1~2丁目、大沢4丁目、雇用促進事業団、赤山町1~2丁目、立野、三和、山谷
24日(火)	蒲生西町1~2丁目、蒲生西町、南越谷3丁目、大沢1~2丁目、七左町1~3丁目、大竹、恩間新田、三野宮、竹越、大道、赤山町3~4丁目、大泊
25日(水)	登戸町、南越谷1~2丁目、大沢3~5~6丁目、七左町4~8丁目、袋山、弥栄町1~4丁目、向畑、北川崎、大吉、赤山町5~6丁目
26日(木)	瓦曽根1~3丁目、登戸新田、瓦曽根、登戸西町会、宮前、宮浦、東宮前、南荻島(野合、野中、新田、下手)、長島、西新井、北後谷、相模町1~7丁目、西方、大杉、大松、船渡
27日(金)	東越谷1~4丁目、増林、花田、中島、越ヶ谷4~5丁目、柳町、御殿町、砂原、小曾川、野島、丸友1~2、外野合、親睦会、弥十郎、市営住宅、鷺越、大成町1~8丁目、大里東、大里、大里南、鶴の島
28日(土)	東小林、宮本町1~2丁目、大間野町3~5丁目、大林新生、住吉新生、藤ヶ丘、大房新生、東町1~7丁目、下間久里
30日(月)	川柳町1~5丁目、蒲生4丁目、宮本町3~5丁目、大間野1~2丁目、大房、沼田、大林、越ヶ谷1~3丁目
31日(火)	蒲生東町、蒲生寿町、北越谷3~5丁目、桃山、うめが丘、海道西、梅園台、梅ヶ丘中央、越ヶ谷本町、中町、上間久里

※ごみは燃えるもの、燃えないものを分別し、必ず決められた日の朝8時までに丈夫な袋に入れて出してください。

ごみは家庭で分別してから



- *生ごみはよく水を切ってから出すように心かけましょう。
- *プラスチックや空カン類は、燃えないごみの収集日に出してください。

市内産直！ 野菜の「朝市」

- 8月7日 市福祉会館東側道路上
(毎月第1、3土曜日、雨天の場合は翌日の日曜日)
- 8月14日 登戸町児童公園
(毎月第2土曜日、雨天中止)
時間はいずれも午前6時~8時頃までです。
くわしくは農務課農務係へ(電話64-2111内線544)

青果物奉仕デー(毎月第4土曜日)

今月は28日です

奉仕デーに参加されている店では、「本日の奉仕品」と表示し、グリーンの旗が目印になっています。

協力団体 青果物小売商組合、越谷青果荷受協同組合、越谷市商工会

毎週火曜日は消費生活相談日です

市商工課では消費生活コンサルタントを配置し、實物相談、苦情相談など、消費生活のいろいろな問題についてお答えしています。

お気軽にご利用ください。なお、火曜日以外でも相談を受けています。

受付時間 午前9時30分~午後4時
市役所別館2階商工課内
電話64-2111 内線 211-264

くらしの豆知識をさしあげます

- この「くらしの豆知識」は、身のまわりの衣食住に関する知識や家庭管理に欠かせない事項を中心につくられた小冊子ですので、毎日の生活と大変役立ちます。
- ご希望の方は市役所商工課(電話64-1111内線211-264)までおじください。

洗剤についての消費者学級を開きます

- 第一回消費者学級を次のとおり開きます。受講は無料ですのでお気軽におこしてください。
- とき 8月26日(木)
ところ 市役所5階大會議室
テーマ 「冠婚葬祭について」
講師 消費生活コンサルタント
岩下チエ氏
- 問い合わせ 市役所商工課(電話64-1111内線211-264)

あかあさんのページ

若妻学級の受講者を募集



市衛生課では母子の健康保持増進をはかるため、次のとおり若妻学級を開きます。

- 対象者 妊娠可能な婦人および妊娠定員 50名(先着順)
申込期間 8月1日~8月15日まで
申込場所 市役所衛生課
予防衛生係
電話64-2111内線254~256

※電話は午前中にお願いします。

日程

- 8月23日(月) 妊娠の生理
8月24日(火) 妊娠中の栄養
8月25日(水) 分娩の準備
8月26日(木) 新生児の保育
8月27日(金) 家族計画
会場 市役所5階第一会議室
時間 午後1時30分~3時30分
持参するもの 筆記用具、母子健康手帳

子宮ガン検診の申し込みをしましょう

市衛生課では今年も子宮ガンの検診を行います。子宮ガンは女性器ガンの中でもっとも多く、女性のガンの横綱ですが、ガンを治療する薬は今日においてありません。しかし早期発見早期治療をほどこせば完全に治すことができます。健康は家庭のしあわせの源です。ぜひこの機会に検診を受けてください。特に30歳以上の方は6ヶ月に1回、少なくとも年に1回は検診を受けるようにしましょう。

申込み方法は、各地区に回観申込み用紙を愛育班員の方または自治会長さんにお願いしてありますので、ぜひ申込みください。なお、市衛生課予防衛生係でも電話で受付けします。

電話64-2111内線254~256

申込み締切り 8月10日(火)

検診料金 1人500円(当日検診会場でお支払いください)

日程については、9月1日号の当市広報でお知らせします。
※電話申し込みは午前中にお願いします。検診当日は、申し込み者を優先します。詳しくは、市衛生課予防衛生係まで。

施設めぐりの参加者募集

※雨天決行

※参加希望者は、8月15までにハガキに住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記入のうえ、市役所広報課まで送付ください。

募集人員は30名です。当日の昼食は各自ご持参ください。

詳しくは市広報課広聴係へ問い合わせください

電話64-2111内線583

あかあさんのページ

冠婚葬祭はどうあるべきか

消費者コーナー



賢い消費者になるために